企業会計基準公開草案第 83 号「期中財務諸表に関する会計基準（案）」（本文）（企業会計基準第 33 号及び第 12 号との比較）

2025 年 4 月 23 日

企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」からの変更部分に下線を付している。

公開草案	企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
企業会計基準公開草案第 83 号 **期中財務諸表に関する会計基準（案）** 20XX年XX月XX日 企業会計基準委員会	**企業会計基準第 33 号** **中間財務諸表に関する会計基準** 2024年3月22日 企業会計基準委員会 本会計基準は、2024年7月1日までに公表された次の会計基準等による修正が反映されている。 ・ 移管指針「移管指針の適用」（2024年7月1日公表）	**企業会計基準第 12 号** **四半期財務諸表に関する会計基準** 2007年（平成19年） 3月14日 改正2008年（平成20年）12月26日 改正2009年（平成21年） 3月27日 改正2009年（平成21年） 6月26日 改正2010年（平成22年） 6月30日 改正2011年（平成23年） 3月25日 改正2012年（平成24年） 6月29日 改正2014年（平成26年） 5月16日 最終改正2020年 3月31日 企業会計基準委員会
目　的 1. 本会計基準は、期中財務諸表に適用される会計処理及び開示を定めることを目的とする。	**目　的** 1. 本会計基準は、中間財務諸表に適用される会計処理及び開示を定めることを目的とする。	**目　的** 1. 本会計基準は、四半期財務諸表に適用される会計処理及び開示を定めることを目的とする。
―	2. 本会計基準が適用される中間財務諸表の会計処理及び開示の定めに関して、本会計基準が既存の会計基準等と異なる取扱いを定めているものについては、本会計基準の定めが優先する。	―
2. 本会計基準を適用する際の指針を定めた企業会計基準適用指針第 XX 号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「適用指針」という。また、以下本会計基準と合わせて「本会計基準等」という。）が公表されているため、本会計基準の適用にあたっては、当該適用指針も参照する必要がある。	3. 本会計基準を適用する際の指針を定めた企業会計基準適用指針第 32 号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「適用指針」という。）が公表されているため、本会計基準の適用にあたっては、当該適用指針も参照する必要がある。	2. 本会計基準を適用する際の指針を定めた企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「適用指針」という。）が公表されているため、本会計基準の適用にあたっては、当該適用指針も参照する必要がある。
会計基準 **範　囲** 3. 本会計基準は、期中財務諸表を作成する場合に適用する。 ただし、第二種中間連結財務諸表及び第二種中間財務諸表については、「中間連結財務諸表作成基準」、「中間連結財務諸表作成基準注解」、「中間財務諸表作成基準」及び「中間財務諸表作成基	**会計基準** **範　囲** 4. 本会計基準は、次の会社が半期報告書制度に基づき作成する中間財務諸表に適用する。 (1) 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）（以下「金融商品取引法」という。）第 24 条の 5 第 1 項の表の第 1 号に掲げる	**会計基準** **範　囲** 3. 本会計基準は、上場会社等が四半期報告制度に基づいて又は同制度に準じて開示する四半期財務諸表に適用する。

公開草案	企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
準注解」（以下合わせて「中間作成基準等」という。）を適用する。	上場会社等 (2)　金融商品取引法第 24 条の 5 第 1 項ただし書きにより、同項の表の第 1 号に掲げる上場会社等と同様の半期報告書を提出する第 3 号に掲げる非上場会社	
用語の定義 4.　本会計基準における用語の定義は、次のとおりとする。 (1)　「期中会計期間」とは、1 連結会計年度又は 1 事業年度（以下「年度」という。）より短い期間に区分した期間をいう。 (2)　「中間会計期間」とは、年度が 6 か月を超える場合に、当該年度が開始した日以後 6 か月の期間をいう。 (3)　「期首からの累計期間」とは、年度の期首から期中会計期間の末日までの期間をいう。 (4)　「財務諸表」とは、連結財務諸表及び個別財務諸表をいう。 (5)　「期中財務諸表」とは、期中連結財務諸表及び期中個別財務諸表をいう。 (6)　「第二種中間連結財務諸表」とは、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「連結財務諸表規則」という。）第 1 条第 1 項第 3 号に規定する第二種中間連結財務諸表をいう。 (7)　「第二種中間財務諸表」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」という。）第 1 条第 1 項第 3 号に規定する第二種中間財務諸表をいう。	**用語の定義** 5.　本会計基準における用語の定義は、次のとおりとする。 (1)　「中間会計期間」とは、1 連結会計年度又は 1 事業年度（以下合わせて「年度」という。）が 6 か月を超える場合に、当該年度が開始した日以後 6 か月の期間をいう。 (2)　「中間財務諸表」とは、中間連結財務諸表及び中間個別財務諸表をいう。 (3)　「半期報告書」とは、中間財務諸表を含んだ金融商品取引法第 24 条の 5 が定める報告書をいう。	**用語の定義** 4.　本会計基準における用語の定義は、次のとおりとする。 (1)　「四半期会計期間」とは、1 連結会計年度又は 1 事業年度（以下「年度」という。）が 3 か月を超える場合に、当該年度の期間を 3 か月ごとに区分した期間をいう。 (2)　「期首からの累計期間」とは、年度の期首から四半期会計期間の末日までの期間をいう。 (3)　「四半期財務諸表」とは、四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表をいう。 (4)　「四半期報告書」とは、四半期財務諸表を含んだ報告書をいう。
期中財務諸表の範囲等 **期中財務諸表の範囲** **期中連結財務諸表の範囲** 5.　期中連結財務諸表の範囲は、企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」に従って、1 計算書方式による場合、期中連結貸借対照表、期中連結損益及び包括利益計算書、並びに期中連結キャッシュ・フロー計算書とする。また、2 計算書方式による場合、期中連結貸借対照表、期中連結損益計算書、期中連結包括利益計算書及び期中連結キャッシュ・フロー計算書とする。	**中間財務諸表の範囲等** **中間財務諸表の範囲** **中間連結財務諸表の範囲** 6.　中間連結財務諸表の範囲は、企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」に従って、1 計算書方式による場合、中間連結貸借対照表、中間連結損益及び包括利益計算書、並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書とする。また、2 計算書方式による場合、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書とする。	**四半期財務諸表の範囲等** **四半期財務諸表の範囲** **四半期連結財務諸表の範囲** 5.　四半期連結財務諸表の範囲は、企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 25 号」という。）に従って、1 計算書方式による場合、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書、並びに四半期連結キャッシュ・フロー計算書とする。また、2 計算書方式による場合、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計

公開草案	企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
		算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書とする。
28.　6 か月ごとより高い頻度で本会計基準に従い期中財務諸表を作成する場合には、中間会計期間を除き期中会計期間において期中キャッシュ・フロー計算書の開示の省略を行うことができる。この場合には、最初の期中会計期間より行うものとする。	―	5-2.　前項にかかわらず、第 1 四半期及び第 3 四半期において、四半期連結キャッシュ・フロー計算書の開示の省略を行うことができる。この場合には、第 1 四半期より行うものとする。
期中個別財務諸表の範囲 6.　期中個別財務諸表の範囲は、期中個別貸借対照表、期中個別損益計算書及び期中個別キャッシュ・フロー計算書とする。 ただし、期中連結財務諸表を開示する場合には、期中個別財務諸表の開示は要しない。	**中間個別財務諸表の範囲** 7.　中間個別財務諸表の範囲は、中間個別貸借対照表、中間個別損益計算書及び中間個別キャッシュ・フロー計算書とする。 ただし、中間連結財務諸表を開示する場合には、中間個別財務諸表の開示は要しない。	**四半期個別財務諸表の範囲** 6.　四半期個別財務諸表の範囲は、四半期個別貸借対照表、四半期個別損益計算書及び四半期個別キャッシュ・フロー計算書とする。 ただし、四半期連結財務諸表を開示する場合には、四半期個別財務諸表の開示は要しない。
連結と統合。第 28 項参照。	―	6-2.　前項にかかわらず、第 1 四半期及び第 3 四半期において、四半期個別キャッシュ・フロー計算書の開示の省略を行うことができる。この場合には、第 1 四半期より行うものとする。
期中財務諸表等の開示対象期間 7.　本会計基準が対象とする財務諸表等の開示対象期間は次のとおりとする。 (1)　期中会計期間の末日の期中貸借対照表及び前年度の末日の要約貸借対照表 (2)　期首からの累計期間の期中損益及び包括利益計算書又は期中損益計算書及び期中包括利益計算書、並びに前年度における対応する期間の期中損益及び包括利益計算書又は期中損益計算書及び期中包括利益計算書 (3)　期首からの累計期間の期中キャッシュ・フロー計算書及び前年度における対応する期間の期中キャッシュ・フロー計算書	**中間財務諸表等の開示対象期間** 8.　半期報告書に含まれる財務諸表の開示対象期間は次のとおりとする。 (1)　中間会計期間の末日の中間貸借対照表及び前年度の末日の要約貸借対照表 (2)　中間会計期間及び前中間会計期間の中間損益及び包括利益計算書又は中間損益計算書及び中間包括利益計算書 (3)　中間会計期間及び前中間会計期間の中間キャッシュ・フロー計算書	**四半期財務諸表等の開示対象期間** 7.　四半期報告書に含まれる財務諸表の開示対象期間は次のとおりとする。 (1)　四半期会計期間の末日の四半期貸借対照表及び前年度の末日の要約貸借対照表 (2)　期首からの累計期間の四半期損益及び包括利益計算書又は四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書、並びに前年度における対応する期間の四半期損益及び包括利益計算書又は四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書 (3)　期首からの累計期間の四半期キャッシュ・フロー計算書及び前年度における対応する期間の四半期キャッシュ・フロー計算書
29.　6 か月ごとより高い頻度で本会計基準に従い期中財務諸表を作成する場合には、第 7 項(2)の開示対象期間に加え、期中会計期間及び前年度における対応する期間の期中損益及び包括利益計算書又は期中損益計算書及び期中包括利益計算書を開示することができる。この場合には、最初の期中会計期間より行うものとする。	―	7-2.　前項 (2) にかかわらず、四半期損益及び包括利益計算書又は四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書の開示対象期間は、期首からの累計期間及び四半期会計期間、並びに前年度におけるそれぞれ対応する期間とすることができる。
第 29 項と統合。	―	7-3.　前項に従い四半期会計期間に係る四半期損益及び包括利益計算書又は四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書の開示を行う場合には、第 1 四半期より行うものとする。

公開草案	企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
30. 前年度において第 28 項を適用していたが当年度は第 28 項を適用しない場合には、第 7 項(3)にかかわらず、前年度における対応する期間に係る開示は要しない。また、前年度において前項を適用していなかったが当年度は前項を適用する場合には、前項にかかわらず、前年度における対応する期間に係る開示は要しない。	—	7-4. 前年度における対応する四半期において開示を行わず、当年度の四半期より開示を行う場合、第 7 項(3)及び第 7-2 項にかかわらず、前年度における対応する期間に係る開示は要しない。
8. 前項(2)及び第 29 項で使用されている「期中損益及び包括利益計算書又は期中損益計算書及び期中包括利益計算書」という用語は、期中個別財務諸表上は「期中個別損益計算書」と読み替えるものとする。また、第 24 項(7)③、(15)①及び(16)で使用されている「期中損益及び包括利益計算書又は期中損益計算書」という用語は、期中個別財務諸表上は「期中個別損益計算書」と読み替えるものとする。	9. 前項(2)で使用されている「中間損益及び包括利益計算書又は中間損益計算書及び中間包括利益計算書」という用語は、中間個別財務諸表上は「中間個別損益計算書」と読み替えるものとする。	7-5. 第 7 項(2)、第 7-2 項、第 7-3 項で使用されている「四半期損益及び包括利益計算書又は四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書」という用語は、四半期個別財務諸表上は「四半期個別損益計算書」と読み替えるものとする。
期中財務諸表の作成基準 **会計処理** **会計方針** 9. 期中財務諸表の作成のために採用する会計方針は、期中特有の会計処理を除き、原則として年度の財務諸表の作成にあたって採用する会計方針に準拠しなければならない。 ただし、期中連結財務諸表の開示対象期間に係る企業集団又は期中個別財務諸表の開示対象期間に係る企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、簡便的な会計処理によることができる。	**中間連結財務諸表の作成基準** **会計処理** **会計方針** 11. 中間連結財務諸表の作成のために採用する会計方針は、中間特有の会計処理を除き、原則として年度の連結財務諸表の作成にあたって採用する会計方針に準拠しなければならない。ただし、当該中間連結財務諸表の開示対象期間に係る企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、簡便的な会計処理によることができる。	**四半期連結財務諸表の作成基準** **会計処理** **会計方針** 9. 四半期連結財務諸表の作成のために採用する会計方針は、四半期特有の会計処理を除き、原則として年度の連結財務諸表の作成にあたって採用する会計方針に準拠しなければならない。ただし、当該四半期連結財務諸表の開示対象期間に係る企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、簡便的な会計処理によることができる。
会計方針の継続適用 10. 前年度の財務諸表及び直前の期中財務諸表を作成するために採用した会計方針は、これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。	**会計方針の継続適用** 12. 前年度の連結財務諸表及び前年度の中間連結財務諸表を作成するために採用した会計方針は、これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。	**会計方針の継続適用** 10. 前年度の連結財務諸表及び直前の四半期連結財務諸表を作成するために採用した会計方針は、これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。
会計方針の変更 11. 会計方針の変更を行う場合、企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 24 号」という。）第 6 項及び第 7 項に準じて、過去の期間に新たな会計方針を遡及適用する。ただし、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合で、会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められているときは、その経過的な取扱いに従う。	**会計方針の変更** 13. 会計方針の変更を行う場合、企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 24 号」という。）第 6 項及び第 7 項に準じて、過去の期間に新たな会計方針を遡及適用する。ただし、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合で、会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められているときは、その経過的な取扱いに従う。	**会計方針の変更** 10-2. 会計方針の変更を行う場合、企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 24 号」という。）第 6 項及び第 7 項に準じて、過去の期間に新たな会計方針を遡及適用する。ただし、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合で、会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められているときは、その経過的な取扱いに従う。
12. 前項の遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合は、企	14. 前項の遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合は、企	10-3. 前項の遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合は、企

公開草案	企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
業会計基準第 24 号第 9 項に準じて取り扱う。 31. 遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合は、本会計基準第 12 項を適用する。ただし、6 か月ごとより高い頻度で本会計基準に従い期中財務諸表を作成する場合で、最初の期中会計期間よりも後の期中会計期間以降に会計方針の変更を行う際に、当年度の期首時点において、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することが実務上不可能なとき（企業会計基準第 24 号第 9 項(2)）は、当年度の期首以前の実行可能な最も古い日から将来にわたり新たな会計方針を適用する。	業会計基準第 24 号第 9 項に準じて取り扱う。	業会計基準第 24 号第 9 項に準じて取り扱う。 ただし、第 2 四半期会計期間以降に会計方針の変更を行う際に、当年度の期首時点において、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することが実務上不可能なとき（企業会計基準第 24 号第 9 項（2））は、当年度の期首以前の実行可能な最も古い日から将来にわたり新たな会計方針を適用する。
企業結合に係る暫定的な会計処理の確定 13. 企業結合に係る暫定的な会計処理の確定した期中会計期間においては、企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」（注 6）に準じて、企業結合日の属する年度又は期中会計期間に遡って当該確定が行われたかのように会計処理を行う。	**企業結合に係る暫定的な会計処理の確定** 15. 企業結合に係る暫定的な会計処理の確定した中間連結会計期間においては、企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」（以下「企業結合会計基準」という。）（注 6）に準じて、企業結合日の属する連結会計期間又は中間連結会計期間に遡って当該確定が行われたかのように会計処理を行う。	**企業結合に係る暫定的な会計処理の確定** 10-4. 企業結合に係る暫定的な会計処理の確定した四半期連結会計期間においては、企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」（以下「企業結合会計基準」という。）（注 6）に準じて、企業結合日の属する四半期連結会計期間に遡って当該確定が行われたかのように会計処理を行う。
期中特有の会計処理 14. 期中財務諸表作成のための特有の会計処理は、原価差異の繰延処理及び税金費用の計算とする。	**中間特有の会計処理** 16. 中間連結財務諸表作成のための特有の会計処理は、原価差異の繰延処理及び税金費用の計算とする。	**四半期特有の会計処理** 11. 四半期連結財務諸表作成のための特有の会計処理は、原価差異の繰延処理及び税金費用の計算とする。
（原価差異の繰延処理） 15. 標準原価計算等を採用している場合において、原価差異が操業度等の季節的な変動に起因して発生したものであり、かつ、原価計算期間末までにほぼ解消が見込まれるときには、継続適用を条件として、当該原価差異を流動資産又は流動負債として繰り延べることができる（適用指針[設例 1]）。	**（原価差異の繰延処理）** 17. 標準原価計算等を採用している場合において、原価差異が操業度等の季節的な変動に起因して発生したものであり、かつ、原価計算期間末までにほぼ解消が見込まれるときには、継続適用を条件として、当該原価差異を流動資産又は流動負債として繰り延べることができる。	**（原価差異の繰延処理）** 12. 標準原価計算等を採用している場合において、原価差異が操業度等の季節的な変動に起因して発生したものであり、かつ、原価計算期間末までにほぼ解消が見込まれるときには、継続適用を条件として、当該原価差異を流動資産又は流動負債として繰り延べることができる。
―	―	13. （削　除）
（税金費用の計算） 16. 親会社及び連結子会社の法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金（以下「法人税等」という。）については、期中会計期間を含む年度の法人税等の計算に適用される税率に基づき、原則として年度決算と同様の方法により計算し、繰延税金資産及び繰延税金負債については、回収可能性等を検討した上で、期中貸借対照表に計上する。 ただし、税金費用については、期中会計期間を含む年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に	**（税金費用の計算）** 18. 親会社及び連結子会社の法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金（以下「法人税等」という。）については、中間会計期間を含む年度の法人税等の計算に適用される税率に基づき、原則として年度決算と同様の方法により計算し、繰延税金資産及び繰延税金負債については、回収可能性等を検討した上で、中間貸借対照表に計上する。 ただし、税金費用については、中間会計期間を含む年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に	**（税金費用の計算）** 14. 親会社及び連結子会社の法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金（以下「法人税等」という。）については、四半期会計期間を含む年度の法人税等の計算に適用される税率に基づき、原則として年度決算と同様の方法により計算し、繰延税金資産及び繰延税金負債については、回収可能性等を検討した上で、四半期貸借対照表に計上する。 ただし、税金費用については、四半期会計期間を含む年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的

公開草案	企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
見積り、税引前期中純利益に当該見積実効税率を乗じて計算することができる。この場合には、期中貸借対照表計上額は未払法人税等その他適当な科目により流動負債として（又は繰延税金資産その他適当な科目により投資その他の資産として）表示し、前年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債については、回収可能性等を検討した上で、期中貸借対照表に計上することとする。	見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算することができる。この場合には、中間貸借対照表計上額は未払法人税等その他適当な科目により流動負債として（又は繰延税金資産その他適当な科目により投資その他の資産として）表示し、前年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債については、回収可能性等を検討した上で、中間貸借対照表に計上することとする。	に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算することができる。この場合には、四半期貸借対照表計上額は未払法人税等その他適当な科目により流動負債として（又は繰延税金資産その他適当な科目により投資その他の資産として）表示し、前年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債については、回収可能性等を検討した上で、四半期貸借対照表に計上することとする。
過去の誤謬の訂正 17. 過去の財務諸表及び期中財務諸表における誤謬が発見された場合には、企業会計基準第 24 号第 21 項に準じて修正再表示を行う。	**過去の誤謬の訂正** 21. 過去の連結財務諸表及び中間連結財務諸表における誤謬が発見された場合には、企業会計基準第 24 号第 21 項に準じて修正再表示を行う。	**過去の誤謬の訂正** 16-2. 過去の連結財務諸表及び四半期連結財務諸表における誤謬が発見された場合には、企業会計基準第 24 号第 21 項に準じて修正再表示を行う。
期中連結財務諸表を作成する場合の取扱い **（期中個別財務諸表への準拠）** 18. 期中連結財務諸表は、企業集団に属する親会社及び子会社が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した期中個別財務諸表を基礎として作成しなければならない。	**中間個別財務諸表への準拠** 10. 中間連結財務諸表は、企業集団に属する親会社及び子会社が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した中間個別財務諸表を基礎として作成しなければならない。	**四半期個別財務諸表への準拠** 8. 四半期連結財務諸表は、企業集団に属する親会社及び子会社が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成した四半期個別財務諸表を基礎として作成しなければならない。
（期中連結決算日） 19. 期中連結財務諸表を作成するにあたり、子会社の期中会計期間の末日が期中連結決算日と異なる場合には、子会社は、期中連結決算日に本会計基準に準ずる合理的な手続により、期中決算を行わなければならない。 なお、子会社の期中会計期間の末日と期中連結決算日との差異が 3 か月を超えない場合には、子会社の期中決算を基礎として、期中連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致については、必要な整理を行うものとする。	**中間連結決算日** 19. 中間連結財務諸表を作成するにあたり、子会社の中間会計期間の末日が中間連結決算日と異なる場合には、子会社は、中間連結決算日に本会計基準に準ずる合理的な手続により、中間決算を行わなければならない。 なお、子会社の中間会計期間の末日と中間連結決算日との差異が 3 か月を超えない場合には、子会社の中間決算を基礎として、中間連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致については、必要な整理を行うものとする。	**四半期連結決算日** 15. 四半期連結財務諸表を作成するにあたり、子会社の四半期会計期間の末日が四半期連結決算日と異なる場合には、子会社は、四半期連結決算日に本会計基準に準ずる合理的な手続により、四半期決算を行わなければならない。 なお、子会社の四半期会計期間の末日と四半期連結決算日との差異が 3 か月を超えない場合には、子会社の四半期決算を基礎として、四半期連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、決算日が異なることから生ずる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致については、必要な整理を行うものとする。
（子会社を取得又は売却した場合等のみなし取得日又はみなし売却日） 20. 期中連結財務諸表を作成するにあたり、支配獲得日、株式の取得日又は売却日等が子会社の期中会計期間の末日以外の日である場合には、当該日の前後いずれかの期中会計期間の末日等に支配獲得、株式取得又は売却等が行われたものとみなして処理することができる。 この期中会計期間の末日等には、期首、期中会計期間の末日又はその他の適切に決算が行われた日を含む。	**子会社を取得又は売却した場合等のみなし取得日又はみなし売却日** 20. 中間連結財務諸表を作成するにあたり、支配獲得日、株式の取得日又は売却日等が子会社の中間会計期間の末日以外の日である場合に、当該日の前後いずれかの決算日等に支配獲得、株式取得又は売却等が行われたものとみなして処理することができる。この決算日等には、期首、中間会計期間の末日又はその他の適切に決算が行われた日を含む。	**子会社を取得又は売却した場合等のみなし取得日又はみなし売却日** 16. 四半期連結財務諸表を作成するにあたり、支配獲得日、株式の取得日又は売却日等が子会社の四半期会計期間の末日以外の日である場合には、当該日の前後いずれかの四半期会計期間の末日等に支配獲得、株式取得又は売却等が行われたものとみなして処理することができる。

公開草案	企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
開　示 **期中財務諸表の科目の表示** **（科目の集約記載）** 21.　期中財務諸表の表示方法は、年度の財務諸表に準じる。ただし、期中財務諸表における個々の表示科目は、当該期中財務諸表の開示対象期間に係る企業集団又は企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、集約して記載することができる。	**開　示** **中間連結財務諸表の科目の表示** **（科目の集約記載）** 22.　中間連結財務諸表の表示方法は、年度の連結財務諸表に準じる。ただし、中間連結財務諸表における個々の表示科目は、当該中間連結財務諸表の開示対象期間に係る企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、集約して記載することができる。	**開　示** **四半期連結財務諸表の科目の表示** **（科目の集約記載）** 17.　四半期連結財務諸表の表示方法は、年度の連結財務諸表に準じる。ただし、四半期連結財務諸表における個々の表示科目は、当該四半期連結財務諸表の開示対象期間に係る企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、集約して記載することができる。
（期中財務諸表の表示科目及び表示区分との整合性） 22.　期中財務諸表における資産、負債、純資産、収益、費用等の各表示科目及び表示区分は、年度の財務諸表における表示との整合性を勘案しなければならない。	**（連結財務諸表の表示科目及び表示区分との整合性）** 23.　中間連結財務諸表における資産、負債、純資産、収益、費用等の各表示科目及び表示区分は、年度の連結財務諸表における表示との整合性を勘案しなければならない。	**（連結財務諸表の表示科目及び表示区分との整合性）** 18.　四半期連結財務諸表における資産、負債、純資産、収益、費用等の各表示科目及び表示区分は、年度の連結財務諸表における表示との整合性を勘案しなければならない。
表示方法の変更 23.　期中財務諸表の表示方法を変更した場合、企業会計基準第 24 号第 14 項に準じて財務諸表の組替えを行う。ただし、財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、財務諸表の組替えが実行可能な最も古い期間から新たな表示方法を適用する。	**表示方法の変更** 24.　中間連結財務諸表の表示方法を変更した場合、企業会計基準第 24 号第 14 項に準じて財務諸表の組替えを行う。ただし、財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、財務諸表の組替えが実行可能な最も古い期間から新たな表示方法を適用する。	**表示方法の変更** 18-2.　四半期連結財務諸表の表示方法を変更した場合、企業会計基準第 24 号第 14 項に準じて財務諸表の組替えを行う。ただし、財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、財務諸表の組替えが実行可能な最も古い期間から新たな表示方法を適用する。
注記事項 24.　期中財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1)　重要な会計方針について変更を行った場合には、変更を行った期中会計期間以後において、その内容、その理由及び影響額 (2)　遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、(1)のほか、その理由、会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期 32.　6 か月ごとより高い頻度で本会計基準に従い期中財務諸表を作成する場合には、第 24 項から第 26 項の注記事項に加えて、期中財務諸表において次の事項を注記しなければならない。 (1)　自発的な会計方針の変更 当年度の最初の期中会計期間より後の期中会計期間以降に自発的に重要な会計方針について変更を行った場合には、第 24 項(1)又は(5)の記載に加え、最初の期中会計期間より後の期中会計期間以降に変更した理由	**注記事項** 25.　中間連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 25. (1)は、公開草案第 25 項の比較として記載している。 (2)　重要な会計方針について変更を行った場合には、その内容、その理由及び影響額 (3)　遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、(2)のほか、その理由、会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期	**注記事項** 19.　四半期連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 19. (1)は、公開草案第 25 項の比較として記載している。 (2)　重要な会計方針について変更を行った場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容、その理由及び影響額 (2-2)　遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、(2)のほか、その理由、会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期を記載する。 (3)　当年度の第 2 四半期会計期間以降に自発的に重要な会計方針について変更を行った場合には、(2)又は(4-2)の記載に加え、第 2 四半期以降に変更した理由

公開草案	企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
(3)　自発的に重要な会計方針について変更を行っており、かつ、遡及適用により、当年度に比較情報として開示する前年度の期中財務諸表と、前年度に開示した期中財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨	(4)　前年度の中間会計期間の末日後に自発的に重要な会計方針について変更を行っており、かつ、遡及適用により当年度に比較情報として開示する前年度の中間連結財務諸表と、前年度に開示した中間連結財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨	(3-2)　前年度の第 2 四半期会計期間以降に自発的に重要な会計方針について変更を行っており、かつ、遡及適用により当年度に比較情報として開示する前年度の四半期連結財務諸表と、前年度に開示した四半期連結財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨
(4)　会計上の見積りについて重要な変更を行った場合には、変更を行った期中会計期間以後において、その内容及び影響額	(5)　会計上の見積りについて重要な変更を行った場合には、その内容及び影響額	(4)　会計上の見積りについて重要な変更を行った場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容及び影響額
(5)　会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区分することが困難な場合には、変更を行った期中会計期間以後において、変更の内容、その理由及び影響額	(6)　会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区分することが困難な場合には、変更の内容、その理由及び影響額	(4-2)　会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区分することが困難な場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、変更の内容、その理由及び影響額
		(5)　（削　除）
(6)　期中特有の会計処理を採用している場合には、その旨及びその内容	(7)　中間特有の会計処理を採用している場合には、その旨及びその内容	(6)　四半期特有の会計処理を採用している場合には、その旨及びその内容
(7)　セグメント情報等に関する事項 ①　報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高 ②　企業結合や事業分離などによりセグメント情報に係る報告セグメントの資産の金額に著しい変動があった場合には、その概要 ③　報告セグメントの利益（又は損失）の合計額と期中損益及び包括利益計算書又は期中損益計算書の利益（又は損失）計上額の差異調整に関する主な事項の概要 ④　報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法に重要な変更があった場合には、変更を行った期中会計期間以後において、その内容	(8)　セグメント情報等に関する事項 ① 報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高 ② 企業結合や事業分離などによりセグメント情報に係る報告セグメントの資産の金額に著しい変動があった場合には、その概要 ③ 報告セグメントの利益（又は損失）の合計額と中間連結損益及び包括利益計算書又は中間連結損益計算書の利益（又は損失）計上額の差異調整に関する主な事項の概要 ④ 報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法に重要な変更があった場合には、その内容	(7)　セグメント情報等に関する事項 ① 報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高 ② 企業結合や事業分離などによりセグメント情報に係る報告セグメントの資産の金額に著しい変動があった場合には、その概要 ③ 報告セグメントの利益（又は損失）の合計額と四半期連結損益及び包括利益計算書又は四半期連結損益計算書の利益（又は損失）計上額の差異調整に関する主な事項の概要 ④ 報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法に重要な変更があった場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容
32.　（略） (2)　報告セグメント等の変更 当年度の最初の期中会計期間より後の期中会計期間以降に第 24 項(7)④の変更があった場合には、最初の期中会計期間より後の期中会計期間以降に変更した理由		⑤ 当年度の第 2 四半期以降に④の変更があった場合には、第 2 四半期会計期間以降に変更した理由
⑤　前年度において④の変更を行っており、かつ、前年度の対応する期中会計期間と当期中会計期間との間で、①の報告セグメントの区分方法又は利益（又は損失）の測定方法に相違がみられる場合には、その旨、変更後の方法に基づく前年度の対応する会計期間の①及び③の事項 なお、当該事項のすべて又はその一部について、記載す	⑤ 前年度において④の変更を行っており、かつ、前年度の中間会計期間と当年度の中間会計期間との間で、①の報告セグメントの区分方法又は利益（又は損失）の測定方法に相違が見られる場合には、その旨、変更後の方法に基づく前年度の中間会計期間の①及び③の事項 なお、当該事項のすべて又はその一部について、記載すべき金額を正確に算定することができない場合には概算額を	⑥ 前年度において④の変更を行っており、かつ、前年度の対応する四半期会計期間と当四半期会計期間との間で、①の報告セグメントの区分方法又は利益（又は損失）の測定方法に相違が見られる場合には、その旨、変更後の方法に基づく前年度の対応する期間の①及び③の事項 なお、当該事項のすべて又はその一部について、記載すべき金額を正確に算定することができない場合には概算額を

公開草案	企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
べき金額を正確に算定することができない場合には概算額を記載することができる。また、記載すべき金額を算定することが実務上困難な場合には、その旨及びその理由を記載する。	記載することができる。また、記載すべき金額を算定することが実務上困難な場合には、その旨及びその理由を記載する。	記載することができる。また、記載すべき金額を算定することが実務上困難な場合には、その旨及びその理由を記載する。
⑥　固定資産について重要な減損損失を認識した場合には、その報告セグメント別の概要	⑥ 固定資産について重要な減損損失を認識した場合には、その報告セグメント別の概要	⑦ 固定資産について重要な減損損失を認識した場合には、その報告セグメント別の概要
⑦　のれんの金額に重要な影響を及ぼす事象（重要な負ののれんを認識する事象を含む。）が生じた場合には、その報告セグメント別の概要	⑦ のれんの金額に重要な影響を及ぼす事象（重要な負ののれんを認識する事象を含む。）が生じた場合には、その報告セグメント別の概要	⑧ のれんの金額に重要な影響を及ぼす事象（重要な負ののれんを認識する事象を含む。）が生じた場合には、その報告セグメント別の概要
(8)　収益の分解情報に関する事項	(9)　収益の分解情報に関する事項	(7-2)　収益の分解情報に関する事項
①　顧客との契約から生じる収益について、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報	① 顧客との契約から生じる収益について、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報	① 顧客との契約から生じる収益について、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報
②　①に従って開示する収益の分解情報と、(7)①報告セグメントの売上高との間の関係を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報	② ①に従って開示する収益の分解情報と、(8)①報告セグメントの売上高との間の関係を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報	② ①に従って開示する収益の分解情報と、(7)①報告セグメントの売上高との間の関係を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報
③　①及び②の事項は、(7)に含めて記載している場合には、当該注記事項を参照することにより記載に代えることができる。	①及び②の事項は、(8)のセグメント情報等に関する事項に含めて記載している場合には、当該注記事項を参照することにより記載に代えることができる。	①及び②の事項は、(7)のセグメント情報等に関する事項に含めて記載している場合には、当該注記事項を参照することにより記載に代えることができる。
(9)　1 株当たり期中純損益、潜在株式調整後 1 株当たり期中純利益及び当該金額の算定上の基礎	(10)　1 株当たり中間純損益、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益及び当該金額の算定上の基礎	(8)　1 株当たり四半期純損益、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益及び当該金額の算定上の基礎
		(9)　（削　除）
		(10)　（削　除）
		(11)　（削　除）
(10)　配当に関する事項	(11)　配当に関する事項	(12)　配当に関する事項
(11)　株主資本の金額に著しい変動があった場合には、主な変動事由	(12)　株主資本の金額に著しい変動があった場合には、主な変動事由	(13)　株主資本の金額に著しい変動があった場合には、主な変動事由
(12)　期中会計期間の末日に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消するあるいは改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、その旨及びその内容等。ただし、期中会計期間の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。	(13)　中間会計期間の末日に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消するあるいは改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、その旨及びその内容等。ただし、中間会計期間の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。	(14)　四半期会計期間の末日に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消するあるいは改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、その旨及びその内容等。ただし、四半期会計期間の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。
(13)　事業の性質上営業収益又は営業費用に著しい季節的変動がある場合には、その状況	(14)　事業の性質上営業収益又は営業費用に著しい季節的変動がある場合には、その状況	(15)　事業の性質上営業収益又は営業費用に著しい季節的変動がある場合には、その状況
(14)　重要な保証債務その他の重要な偶発債務	(15)　重要な保証債務その他の重要な偶発債務	(16)　重要な保証債務その他の重要な偶発債務

公開草案	企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
(15)　重要な企業結合に関する事項 ①　取得とされた重要な企業結合 企業結合の概要、期中損益及び包括利益計算書又は期中損益計算書に含まれる被取得企業等の業績の期間、実施した会計処理の概要 ②　重要な共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成 企業結合の概要、実施した会計処理の概要 (16)　重要な事業分離に関する事項 事業分離の概要、実施した会計処理の概要、期中損益及び包括利益計算書又は期中損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額 (17)　期中財務諸表を作成する日までに発生した重要な後発事象 (18)　期中キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の期中会計期間末残高と期中貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 33.　第 28 項に従い、期中会計期間において期中キャッシュ・フロー計算書の開示の省略を行った場合は、第 24 項(18)の注記を要しないが、期首からの累計期間に係る有形固定資産及び無形固定資産（のれんを除く。）の減価償却費並びにのれんの償却額（負ののれんの償却額を含む。）を注記することとする。 (19)　企業集団又は企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項 (20)　過去の誤謬の修正再表示を行った場合には、その内容及び影響額	(16)　重要な企業結合に関する事項 ① 取得とされた重要な企業結合 企業結合の概要、中間連結損益及び包括利益計算書又は中間連結損益計算書に含まれる被取得企業等の業績の期間、実施した会計処理の概要 ② 重要な共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成 企業結合の概要、実施した会計処理の概要 (17)　重要な事業分離に関する事項 事業分離の概要、実施した会計処理の概要、中間連結損益及び包括利益計算書又は中間連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額 (18)　中間連結財務諸表を作成する日までに発生した重要な後発事象 (19)　中間連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の中間会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (20)　企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項 (21)　過去の誤謬の修正再表示を行った場合には、その内容及び影響額	(17)　重要な企業結合に関する事項 ① 取得とされた重要な企業結合 企業結合の概要、四半期連結損益及び包括利益計算書又は四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業等の業績の期間、実施した会計処理の概要 ②　（削　除） ③ 重要な共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成 企業結合の概要、実施した会計処理の概要 (18)　重要な事業分離に関する事項 事業分離の概要、実施した会計処理の概要、四半期連結損益及び包括利益計算書又は四半期連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額 (19)　四半期連結財務諸表を作成する日までに発生した重要な後発事象 (20)　四半期連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係。ただし、第 5-2 項に従い、第 1 四半期及び第 3 四半期において四半期連結キャッシュ・フロー計算書の開示の省略を行った場合は注記を要しない。 (20-2)　第 5-2 項に従い、第 1 四半期及び第 3 四半期において四半期連結キャッシュ・フロー計算書の開示の省略を行った場合、期首からの累計期間に係る有形固定資産及びのれんを除く無形固定資産の減価償却費及びのれんの償却額（負ののれんの償却額を含む。）を注記することとする。 (21)　企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項 (22)　過去の誤謬の修正再表示を行った場合には、その内容及び影響額
（期中連結財務諸表を作成する場合の取扱い） 25.　期中連結財務諸表を作成する場合には、前項に加えて、連結の範囲に含めた子会社、持分法を適用した非連結子会社及び関連会社に関する事項その他連結の方針に関する事項について、重要な変更を行ったときには、その旨及びその理由を注記しなければならない。	25.（略） (1)　連結の範囲に含めた子会社、持分法を適用した非連結子会社及び関連会社に関する事項その他連結の方針に関する事項について、重要な変更を行った場合には、その旨及びその理由	19.（略） (1)　連結の範囲に含めた子会社、持分法を適用した非連結子会社及び関連会社に関する事項その他連結の方針に関する事項について、重要な変更を行った場合には、その旨及びその理由
	中間個別財務諸表の作成基準	**四半期個別財務諸表の作成基準**

公開草案	企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
連結と統合。第 9 項参照。	**会計処理** **会計方針** 26.　中間個別財務諸表の作成のために採用する会計方針は、中間特有の会計処理を除き、原則として年度の個別財務諸表の作成にあたって採用する会計方針に準拠しなければならない。ただし、当該中間個別財務諸表の開示対象期間に係る企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、簡便的な会計処理によることができる。	**会計処理** **会計方針** 20.　四半期個別財務諸表の作成のために採用する会計方針は、四半期特有の会計処理を除き、原則として年度の個別財務諸表の作成にあたって採用する会計方針に準拠しなければならない。ただし、当該四半期個別財務諸表の開示対象期間に係る企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、簡便的な会計処理によることができる。
連結と統合。第 10 項参照。	**会計方針の継続適用** 27.　前年度の個別財務諸表及び前年度の中間個別財務諸表を作成するために採用した会計方針は、これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。	**会計方針の継続適用** 21.　前年度の個別財務諸表及び直前の四半期個別財務諸表を作成するために採用した会計方針は、これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。
連結と統合。第 11 項参照。	**会計方針の変更** 28.　会計方針の変更を行う場合、企業会計基準第 24 号第 6 項及び第 7 項に準じて、過去の期間に新たな会計方針を遡及適用する。ただし、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合で、会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められているときは、その経過的な取扱いに従う。	**会計方針の変更** 21-2.　会計方針の変更を行う場合、企業会計基準第 24 号第 6 項及び第 7 項に準じて、過去の期間に新たな会計方針を遡及適用する。ただし、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合で、会計基準等に特定の経過的な取扱いが定められているときは、その経過的な取扱いに従う。
連結と統合。第 12 項参照。	29.　前項の遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合は、企業会計基準第 24 号第 9 項に準じて取り扱う。	21-3.　前項の遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合は、企業会計基準第 24 号第 9 項に準じて取り扱う。 ただし、第 2 四半期会計期間以降に会計方針の変更を行う際に、当年度の期首時点において、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することが実務上不可能なとき（企業会計基準第 24 号第 9 項 (2)）は、当年度の期首以前の実行可能な最も古い日から将来にわたり新たな会計方針を適用する。
連結と統合。第 13 項参照。	**企業結合に係る暫定的な会計処理の確定** 30.　企業結合に係る暫定的な会計処理の確定した中間会計期間においては、企業結合会計基準（注 6）に準じて、企業結合日の属する事業年度又は中間会計期間に遡って当該確定が行われたかのように会計処理を行う。	**企業結合に係る暫定的な会計処理の確定** 21-4.　企業結合に係る暫定的な会計処理の確定した四半期会計期間においては、企業結合会計基準（注 6）に準じて、企業結合日の属する四半期会計期間に遡って当該確定が行われたかのように会計処理を行う。
連結と統合。第 14 項から第 16 項参照。	**中間特有の会計処理** 31.　中間個別財務諸表作成のための特有の会計処理については、第 16 項から第 18 項の取扱いに準じる。	**四半期特有の会計処理** 22.　四半期個別財務諸表作成のための特有の会計処理については、第 11 項から第 14 項の取扱いに準じる。
	過去の誤謬の訂正	**過去の誤謬の訂正**

公開草案	企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
連結と統合。第 17 項参照。	32.　過去の個別財務諸表及び中間個別財務諸表における誤謬が発見された場合には、企業会計基準第 24 号第 21 項に準じて修正再表示を行う。	22-2.　過去の個別財務諸表及び四半期個別財務諸表における誤謬が発見された場合には、企業会計基準第 24 号第 21 項に準じて修正再表示を行う。
連結と統合。第 21 項参照。	**開　示** **中間個別財務諸表の科目の表示** **（科目の集約記載）** 33.　中間個別財務諸表の表示方法は、年度の個別財務諸表に準じる。ただし、中間個別財務諸表における個々の表示科目は、当該中間個別財務諸表の開示対象期間に係る企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、集約して記載することができる。	**開　示** **四半期個別財務諸表の科目の表示** **（科目の集約記載）** 23.　四半期個別財務諸表の表示方法は、年度の個別財務諸表に準じる。ただし、四半期個別財務諸表における個々の表示科目は、当該四半期個別財務諸表の開示対象期間に係る企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、集約して記載することができる。
連結と統合。第 22 項参照。	**（個別財務諸表の表示科目及び表示区分との整合性）** 34.　中間個別財務諸表における資産、負債、純資産、収益、費用等の各表示科目及び表示区分は、年度の個別財務諸表における表示との整合性を勘案しなければならない。	**（個別財務諸表の表示科目及び表示区分との整合性）** 24.　四半期個別財務諸表における資産、負債、純資産、収益、費用等の各表示科目及び表示区分は、年度の個別財務諸表における表示との整合性を勘案しなければならない。
連結と統合。第 23 項参照。	**表示方法の変更** 35.　中間個別財務諸表の表示方法を変更した場合、企業会計基準第 24 号第 14 項に準じて財務諸表の組替えを行う。ただし、財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、財務諸表の組替えが実行可能な最も古い期間から新たな表示方法を適用する。	**表示方法の変更** 24-2.　四半期個別財務諸表の表示方法を変更した場合、企業会計基準第 24 号第 14 項に準じて財務諸表の組替えを行う。ただし、財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、財務諸表の組替えが実行可能な最も古い期間から新たな表示方法を適用する。
連結と統合。第 24 項参照。ただし、第 26 項を除く。	**注記事項** 36.　中間個別財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1)　重要な会計方針について変更を行った場合には、その内容、その理由及び影響額 (2)　遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、(1)のほか、その理由、会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期 (3)　前年度の中間会計期間の末日後に自発的に重要な会計方針について変更を行っており、かつ、遡及適用により当年度に比較情報として開示する前年度の中間個別財務諸表と、前年度に開示した中間個別財務諸表に適用した会計方針との間に相	**注記事項** 25.　四半期個別財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1)　重要な会計方針について変更を行った場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容、その理由及び影響額 (1-2)　遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、(1)のほか、その理由、会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期を記載する。 (2)　当年度の第 2 四半期会計期間以降に自発的に重要な会計方針について変更を行った場合には、(1)又は(3-2)の記載に加え、第 2 四半期以降に変更した理由 (2-2)　前年度の第 2 四半期会計期間以降に自発的に重要な会計方針について変更を行っており、かつ、遡及適用により当年度に比較情報として開示する前年度の四半期個別財務諸表と、前年度に開示した四半期個別財務諸表に適用した会計方針との

公開草案	企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
	違がみられる場合には、その旨 (4)　会計上の見積りについて重要な変更を行った場合には、その内容及び影響額 (5)　会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区分することが困難な場合には、変更の内容、その理由及び影響額 (6)　中間特有の会計処理を採用している場合には、その旨及びその内容 (7)　セグメント情報等に関する事項 ① 報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高 ② 企業結合や事業分離などによりセグメント情報に係る報告セグメントの資産の金額に著しい変動があった場合には、その概要 ③ 報告セグメントの利益（又は損失）の合計額と中間個別損益計算書の利益（又は損失）計上額の差異調整に関する主な事項の概要 ④ 報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法に重要な変更があった場合には、その内容 ⑤ 前年度において④の変更を行っており、かつ、前年度の中間会計期間と当年度の中間会計期間との間で、①の報告セグメントの区分方法又は利益（又は損失）の測定方法に相違が見られる場合には、その旨、変更後の方法に基づく前年度の中間会計期間の①及び③の事項 なお、当該事項のすべて又はその一部について、記載すべき金額を正確に算定することができない場合には概算額を記載することができる。また、記載すべき金額を算定することが実務上困難な場合には、その旨及びその理由を記載する。 ⑥ 固定資産について重要な減損損失を認識した場合には、その報告セグメント別の概要 ⑦ のれんの金額に重要な影響を及ぼす事象（重要な負ののれんを認識する事象を含む。）が生じた場合には、その報告セ	間に相違がみられる場合には、その旨 (3)　会計上の見積りについて重要な変更を行った場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容及び影響額 (3-2)　会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区分することが困難な場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、変更の内容、その理由及び影響額 (4)　（削　除） (5)　四半期特有の会計処理を採用している場合には、その旨及びその内容 (5-2)　セグメント情報等に関する事項 ① 報告セグメントの利益（又は損失）及び売上高 ② 企業結合や事業分離などによりセグメント情報に係る報告セグメントの資産の金額に著しい変動があった場合には、その概要 ③ 報告セグメントの利益（又は損失）の合計額と四半期個別損益計算書の利益（又は損失）計上額の差異調整に関する主な事項の概要 ④ 報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益（又は損失）の測定方法に重要な変更があった場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その内容 ⑤ 当年度の第 2 四半期会計期間以降に④の変更があった場合には、第 2 四半期以降に変更した理由 ⑥ 前年度において④の変更を行っており、かつ、前年度の対応する四半期会計期間と当四半期会計期間との間で、①の報告セグメントの区分方法又は利益（又は損失）の測定方法に相違が見られる場合には、その旨、変更後の方法に基づく前年度の対応する期間の①及び③の事項 なお、当該事項のすべて又はその一部について、記載すべき金額を正確に算定することができない場合には概算額を記載することができる。また、記載すべき金額を算定することが実務上困難な場合には、その旨及びその理由を記載する。 ⑦ 固定資産について重要な減損損失を認識した場合には、その報告セグメント別の概要 ⑧ のれんの金額に重要な影響を及ぼす事象（重要な負ののれんを認識する事象を含む。）が生じた場合には、その報告セ

公開草案	企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
	グメント別の概要 (8)　収益の分解情報に関する事項 ① 顧客との契約から生じる収益について、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報 ② ①に従って開示する収益の分解情報と、(7)①報告セグメントの売上高との間の関係を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報 ①及び②の事項は、(7)のセグメント情報等に関する事項に含めて記載している場合には、当該注記事項を参照することにより記載に代えることができる。 (9)　1 株当たり中間純損益、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益及び当該金額の算定上の基礎 (10)　配当に関する事項 (11)　株主資本の金額に著しい変動があった場合には、主な変動事由 (12)　中間会計期間の末日に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消するあるいは改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、その旨及びその内容等。ただし、中間会計期間の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。 (13)　事業の性質上営業収益又は営業費用に著しい季節的変動がある場合には、その状況 (14)　関連会社に持分法を適用した場合の投資の額及び投資損益の額 (15)　重要な保証債務その他の重要な偶発債務 (16)　重要な企業結合に関する事項 ① 取得とされた重要な企業結合 ア　企業結合の概要、中間個別損益計算書に含まれる被取得企業等の業績の期間、実施した会計処理の概要 イ　取得企業が存続企業と異なる場合には、パーチェス法を適用したとした場合の中間個別貸借対照表及び中間個	グメント別の概要 (5-3)　収益の分解情報に関する事項 ① 顧客との契約から生じる収益について、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報 ② ①に従って開示する収益の分解情報と、(5-2)①報告セグメントの売上高との間の関係を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報 ①及び②の事項は、(5-2)のセグメント情報等に関する事項に含めて記載している場合には、当該注記事項を参照することにより記載に代えることができる。 (6)　1 株当たり四半期純損益、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益及び当該金額の算定上の基礎 (7)　(削　除) (8)　(削　除) (9)　(削　除) (10)　配当に関する事項 (11)　株主資本の金額に著しい変動があった場合には、主な変動事由 (12)　四半期会計期間の末日に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消するあるいは改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、その旨及びその内容等。ただし、四半期会計期間の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。 (13)　事業の性質上営業収益又は営業費用に著しい季節的変動がある場合には、その状況 (14)　関連会社に持分法を適用した場合の投資の額及び投資損益の額 (15)　重要な保証債務その他の重要な偶発債務 (16)　重要な企業結合に関する事項 ① 取得とされた重要な企業結合 ア　企業結合の概要、四半期個別損益計算書に含まれる被取得企業等の業績の期間、実施した会計処理の概要 イ　取得企業が存続企業と異なる場合には、パーチェス法を適用したとした場合の四半期個別貸借対照表及び四半
(期中個別財務諸表を作成する場合の取扱い) 26.　期中個別財務諸表を作成する場合には、第 24 項に加えて、次の事項を注記しなければならない。 (1)　関連会社に持分法を適用した場合の投資の額及び投資損益の額 (2)　第 24 項(15)①について、取得企業が存続企業と異なる		

公開草案	企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
場合には、パーチェス法を適用したとした場合の期中個別貸借対照表及び期中個別損益計算書に及ぼす損益への影響の概算額	別損益計算書に及ぼす損益への影響の概算額 ② 重要な共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成 企業結合の概要、実施した会計処理の概要 (17) 重要な事業分離に関する事項 事業分離の概要、実施した会計処理の概要、中間個別損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額 (18) 中間個別財務諸表を作成する日までに発生した重要な後発事象 (19) 中間個別キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の中間会計期間末残高と中間個別貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (20) 企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項 (21) 過去の誤謬の修正再表示を行った場合には、その内容及び影響額	期個別損益計算書に及ぼす損益への影響の概算額 ② （削 除） ③ 重要な共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成 企業結合の概要、実施した会計処理の概要 (17) 重要な事業分離に関する事項 事業分離の概要、実施した会計処理の概要、四半期個別損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額 (18) 四半期個別財務諸表を作成する日までに発生した重要な後発事象 (19) 四半期個別キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期個別貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係。ただし、第 6-2 項に従い、第 1 四半期及び第 3 四半期において四半期個別キャッシュ・フロー計算書の開示の省略を行った場合は注記を要しない。 (19-2) 第 6-2 項に従い、第 1 四半期及び第 3 四半期において四半期個別キャッシュ・フロー計算書の開示の省略を行った場合、期首からの累計期間に係る有形固定資産及びのれんを除く無形固定資産の減価償却費及びのれんの償却額（負ののれんの償却額を含む。）を注記することとする。 (20) 企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項 (21) 過去の誤謬の修正再表示を行った場合には、その内容及び影響額
6 か月ごとより高い頻度で期中財務諸表を作成する場合の固有の取扱い 27. 6 か月ごとより高い頻度で本会計基準に従い期中財務諸表を作成する場合には、第 28 項から第 33 項に定める事項を除いて、第 9 項から第 26 項を適用する。	（新 設）	（新 設）
期中財務諸表の範囲等 **期中財務諸表の範囲** 28. ［第 5 項参照］	—	［第 5-2 項参照］
期中財務諸表等の開示対象期間 29. 及び 30. ［第 7 項参照］	—	［第 7-2 項、第 7-3 項及び第 7-4 項参照］
会計処理 **会計方針の変更** 31. ［第 12 項参照］	—	［第 10-3 項参照］

公開草案	企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
開　示 **注記事項** 32.　［第 24 項（2）及び（7）④参照］	―	［第 19 項(3)及び(7)⑤参照］
（期中キャッシュ・フロー計算書の開示の省略） 33.　［第 24 項（18）参照］	―	［第 19 項(20)及び（20-2）参照］
適用時期等 **適用時期** 34.　本会計基準は、20XX 年 4 月 1 日［公表後最初に到来する年の 4 月 1 日を想定している。］以後開始する連結会計年度及び事業年度の最初の期中会計期間から適用する。	**適用時期等** **適用時期** 37.　本会計基準は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 79 号）の附則第 3 条に基づき、同法により改正された金融商品取引法（以下「改正後の金融商品取引法」という。）第 24 条の 5 第 1 項の規定による半期報告書の提出が求められる最初の中間会計期間から適用する。	**適用時期等** 26.　2007 年（平成 19 年）公表の本会計基準（以下「2007 年（平成 19 年）会計基準」という。）は、2008 年（平成 20 年）4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する。 （第 27 項以降省略）
―	38.　適用初年度においては、開示対象期間の中間財務諸表等（第 8 項及び第 9 項参照）について本会計基準を遡及適用する。	―
―	**他の会計基準等における四半期財務諸表に関する取扱い** 39.　本会計基準が適用される中間財務諸表においては、これまでに公表された会計基準等で使用されている「四半期会計期間」、「四半期決算」、「四半期財務諸表」、「四半期連結財務諸表」又は「四半期個別財務諸表」という用語（会計基準等の名称を除く。）は、「中間会計期間」、「中間決算」、「中間財務諸表」、「中間連結財務諸表」又は「中間個別財務諸表」と読み替えるものとする。	―
経過措置 35.　本会計基準の適用初年度において、本会計基準の定めに従い会計方針を変更する場合には、新たな会計方針を適用初年度の最初の期中会計期間から将来にわたって適用する。	（新　設）	（新　設）
その他 36.　本会計基準の適用により、次の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の適用を終了する。 (1)　企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 12 号」という。） (2)　企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(以下「企業会計基準適用指針第 14 号」という。） (3)　企業会計基準第 33 号「中間財務諸表に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 33 号」という。）	（新　設）	（新　設）

公開草案	企業会計基準第 33 号	企業会計基準第 12 号
(4)　企業会計基準適用指針第 32 号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「企業会計基準適用指針第 32 号」という。）		

以　上